



港長公示第 30-2 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 1 月 31 日

京 浜 港 長



京浜港横浜区第 5 区における投錨の禁止について

京浜港横浜区に出入りする船舶の航行安全のため、下記により一般船舶の投錨を禁止する。

但し、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた場合はこの限りではない。

なお、港長公示第 4-47 号（平成 4 年 12 月 10 日）は、平成 30 年 1 月 31 日午前零時をもって解除した。

記

1 期 間

平成 30 年 1 月 31 日から当分の間

2 区 域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線及び二とイ点を結んだ線により囲まれた海面

イ 横浜本牧防波堤灯台（北緯 35 度 26 分 36 秒、東経 139 度 41 分 21 秒）から 93 度 00 分 1,190 メートルの地点（横浜航路 2 号灯浮標と同じ）

ロ イ地点から 126 度 30 分 1,700 メートルの地点

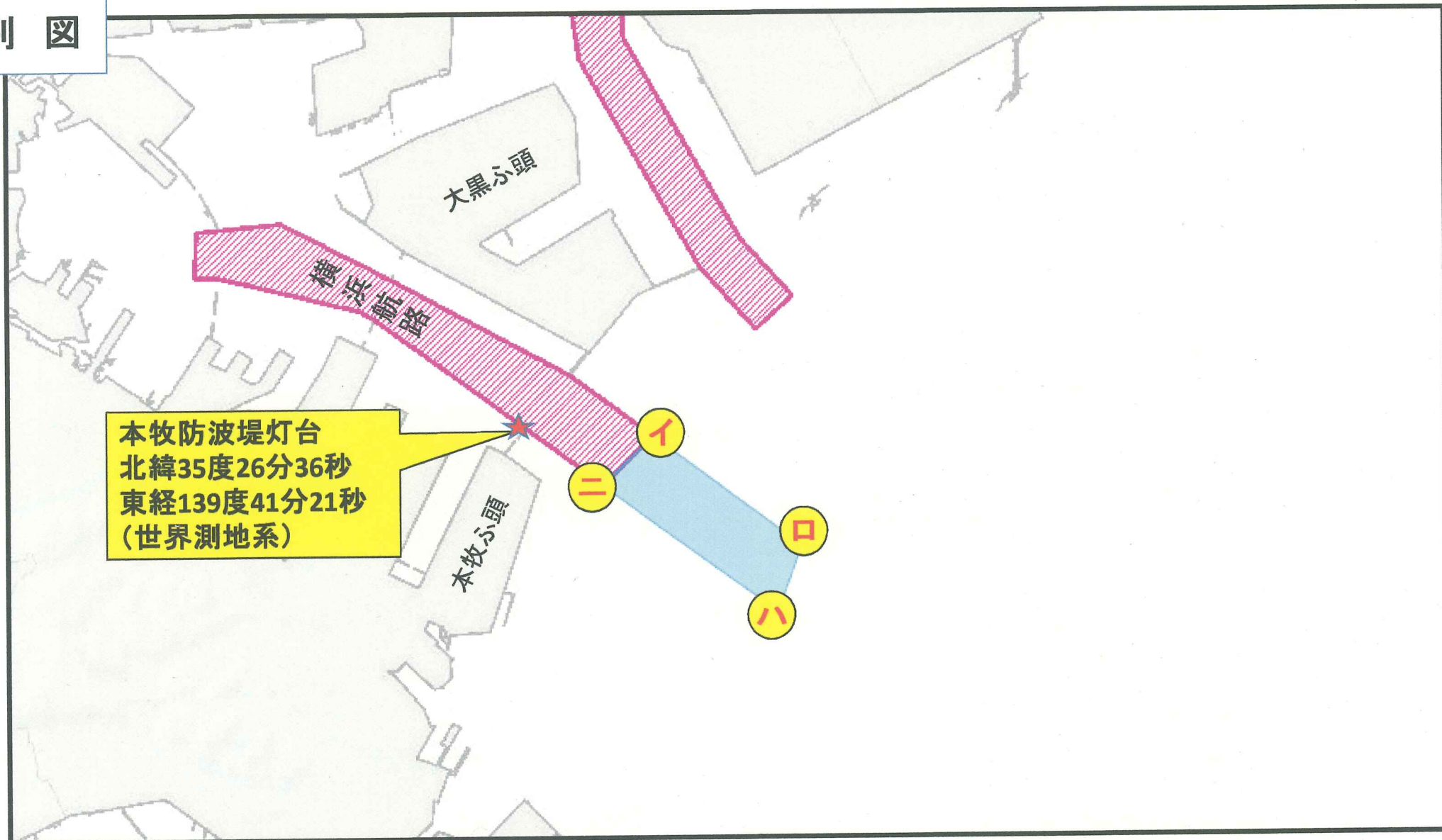
ハ ロ地点から 200 度 00 分 650 メートルの地点

ニ ハ地点から 306 度 00 分 1,980 メートルの地点（横浜航路 1 号灯浮標と同じ）

3 その他

禁止区域付近に投錨する船舶は、振れ回りにより船体が当該区域に入ることをないように注意すること。

別 図



本牧防波堤灯台
北緯35度26分36秒
東經139度41分21秒
(世界測地系)

大黒ふ頭

横浜航路

本牧ふ頭

イ

ニ

ロ

ハ